

独立行政法人海上災害防止センター
平成20年度業務実績評価調書

平成21年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
第二期中期計画	平成20年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進 センターは、佐世保、鹿児島 の2箇所に支所を配置している。 このうち佐世保支所については、 独立行政法人石油天然ガス・金属 鉱物資源機構の受託業務（九州北 部地区における防災資機材の維持 管理業務）の終了に伴い、併せて センター組織・定員の見直しを行 う。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進 独立行政法人石油天然ガス・金属 鉱物資源機構の受託業務（九州北 部地区における防災資機材の維持 管理及び訓練業務）の終了に伴い、 佐世保支所を廃止することとし、 併せてセンターの組織・定員の見 直しを行う。</p>	3	<p>平成20年度当初に佐世保支所を廃止し、併せて、HNS防除体制の充実強化を図るため、同支所の定員1名を防災部に振り替えるとともに、防災部業務課を業務一課及び業務二課に分課した。</p>	
<p>(2) 業務運営の効率化の推進 一般管理費（特殊要因経費を除く。） について、中期目標期</p>	<p>(2) 業務運営の効率化の推進 一般管理費について、佐世保支所 の廃止等により、第一期</p>	4	<p>平成20年度の一般管理費を391,810千円とし、平成19年度（441,585千円 / 予算額）に対して11.3%（49,775千円）に</p>	<p>数値目標を上回る削減を達成したことは評価できる。</p>

<p>間の最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で9%程度に相当する額を削減する。</p>	<p>中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で3%程度に相当する額を削減する。</p>		<p>相当する額を削減し、20年度計画の目標値を達成した。</p>	
<p>人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行う。</p>	<p>人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成17年度比で3%程度に相当する額を削減する。</p>	4	<p>平成20年度の人件費を288,661千円とし、平成17年度（310,516千円 / 決算額）に対して7.0%（21,855千円）に相当する額を削減し、20年度計画の目標値を達成した。</p>	<p>数値目標を上回る削減を達成したことは評価できる。</p>
<p>俸給表の見直し等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>また、給与水準については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、その適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合にはその適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況をホームページ上で公表する。</p>	<p>給与水準については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、その適正性について検証し、検証結果に応じた取組を行うとともに、検証結果及び取組状況をホームページ上で公表する。</p>	3	<p>平成19年度給与水準の適正性について検証を行い、その結果を平成19年度業務実績報告に記載のうえ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価を受けるとともに、ホームページ上で公表した。</p>	

<p>事業費（防災費、HNS 業務費、受託業務管理費（防災措置業務に限る。）及び公租公課の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）比で 3 % 程度に相当する額を削減する。</p>	<p>事業費（防災費、HNS 業務費、受託業務管理費（防災措置業務に限る。）及び公租公課の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、第一期中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）と同程度の水準に抑える。</p>	<p>3</p>	<p>平成20年度の事業費を734,166千円とし、平成19年度（765,390千円 / 予算額）に対して4.1%（31,224千円）に相当する額を削減し、中期計画の目標値を達成した。</p>	
<p>契約については、「随意契約見直し計画」を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札の推進や情報公開の充実等により、競争性及び透明性を確保する。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>契約については、センターが策定した「随意契約見直し計画」に基づき、一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>3</p>	<p>「随意契約見直し計画」に基づき、平成18年度に90%だった随意契約件数の割合を、41.4%まで引き下げた。</p> <p>また、包括的随契条項の見直し、総合評価方式の導入、複数年度契約の拡大及び入札手続きの効率化等については、具体的な取組みを検討のうえ、契約関係に係る規程の見直しを行った。（平成21年5月29日、「独立行政法人海上災害防止センター契約事務取扱細則」を改正し、関連規程を整備済み。）</p>	

<p>(3) 関係機関等との連携の強化 民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。</p>	<p>(3) 関係機関等との連携の強化 排出油防除協議会、地区石油コンビナート等特別防災区域協議会等が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する。</p>	3	<p>横須賀、四日市、岩国（大竹）、徳山地区の海上防災訓練に参加、センターの油回収装置等を使用した防除訓練を実施し、関係機関等と連携強化を図った。</p>													
	<p>関係機関等の要請に応じ、講演会等の開催時には、センター職員を講師として派遣する。</p>	3	<p>排出油等防除協議会等からの依頼により、全国11箇所（13回）で行われた講演会に職員を派遣し、海上防災に関する知識等の普及に努めた。</p>													
<p>2 .国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置業務 センターは、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）におい</p>	<p>2 .国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置業務 海上防災措置業務の適時・適確な実施 海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの</p>	4	<p>船舶所有者からの委託に基づき、2 件の事故に出勤し、排出油等防除措置を適確に実施した。</p> <table border="1"> <tr> <td>年 月</td> <td>20年5月</td> <td>20年5月</td> </tr> <tr> <td>船 名</td> <td>第八みかさ丸</td> <td>第68慶勝丸</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>大 分 県 大 分 港</td> <td>神奈川県 三 崎 港</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>HNS防除</td> <td>油 防 除</td> </tr> </table>	年 月	20年5月	20年5月	船 名	第八みかさ丸	第68慶勝丸	場 所	大 分 県 大 分 港	神奈川県 三 崎 港	内 容	HNS防除	油 防 除	<p>サハリン プロジェクトの本格稼動に備え、北海道沿岸部で大規模油流出事故が発生した場合の初動対応を確保するため、稚内市に「海上災害防止センター稚内基地」を開設し、中型油回収装置等を独自に整備したことは、地元の期待に十分応えたものであり、高く評価できる。</p>
年 月	20年5月	20年5月														
船 名	第八みかさ丸	第68慶勝丸														
場 所	大 分 県 大 分 港	神奈川県 三 崎 港														
内 容	HNS防除	油 防 除														

<p>て、従来からの特定油（蒸発しにくい油）に加え、ガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（以下「HNS」という。）の排出事故についても対応できるよう、防除資機材の保有や防除措置能力の確保が求められている。</p> <p>このためセンターでは、平成18年2月に取りまとめられた「海上防災事業に係る検討委員会」の提言等も踏まえ、これまでHNS防除体制の構築を図ってきたところであり、今後も引き続き、我が国の海上防災体制の一翼を担う中核機関として、次の業務を実施する。</p> <p>海上防災措置業務の適時・適確な実施</p> <p>海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。</p>	<p>委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。</p>			
---	-----------------------------------	--	--	--

<p>HNS 防除体制の充実強化</p> <p>HNS の防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」（国際海事機関カリキュラムに準拠）を主体とした研修を実施し、HNS 防除措置に係る知識と技能を教授する。</p> <p>また、センターが保有するHNS 防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきたHNS 防除に関するノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。</p>	<p>HNS 防除体制の充実強化</p> <p>ア 契約防災措置実施者に対する訓練</p> <p>特定油以外のガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（以下「HNS」という。）に関し、契約防災措置実施者の防除措置に係る技能の向上を図るため、契約防災措置実施者の監督職員 28 名に対して、HNS 防除措置に関する研修を行う。</p>	<p>4</p>	<p>当初の計画どおり、防災訓練所において、契防者28名に対する研修を行い、HNS 防除措置に係る知識・技能の向上を図った。</p> <p>このほか、契防者の所在地にセンター職員を派遣（全国18地区）し、HNS 防除資機材取扱訓練及び研修を行い、HNS 防除措置に係る知識・技能の向上を図った。</p>	<p>契防者に対するHNS 防除知識・技能の向上を図るため、当初の計画に加え、センター職員による巡回研修を実施したことは評価できる。</p>
	<p>イ HNS 防除に関するサービス提供</p> <p>我が国の防災体制の一層の向上に貢献するため、船舶所有者等に対してセンターが保有するHNS 防除資機材・人員の動員システムを活用したサービスの提供を実施する。</p>	<p>4</p>	<p>特定海域を中心にHNS 防除資機材及び要員を配備し、事故対応体制を強化するとともに、HNS タンカー所有者との契約（HNS 資機材要員配備証明書の発行）に基づき、センター保有の資機材及び要員を提供するサービスを開始した。</p> <p>沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS 資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災</p>	<p>左記業務を新たに展開したことは、我が国におけるHNS 防除体制の向上に貢献するものであり、高く評価できる。</p>

			害セーフティサービス(MDSS)を開始した。	
(2) 機材業務 排出油防除資材(全国33基地)及び油回収装置等(全国10基地)の維持管理に努めるとともに、これら機材を迅速かつ確実に運用できるよう、各基地において毎年度1回の訓練を行う。	(2) 機材業務 資機材の維持管理 全国33基地に配備されたオイルフェンス等の排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。 また、全国10基地に配備された油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。	3	排出油防除資材(全国33基地)及び油回収装置(全国10基地)の定期点検を毎月実施し、不具合箇所には必要な措置を施した。	
	資機材の運用訓練 排出油防除資材を管理している33基地において搬出訓練を、油回収装置を管理運用している10基地において運用訓練を行う。	3	排出油防除資材の搬出訓練を全国33基地において、油回収装置の運用訓練を全国10基地において、それぞれ1回ずつ実施した。	

<p>(3) 海上防災訓練業務 訓練の重点化</p> <p>「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。</p> <p>特に、消防訓練を受ける必要がある危険物積載船の上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた訓練計画を策定し、実施する。</p>	<p>(3) 海上防災訓練業務 訓練の重点化</p> <p>海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース（5日間）を10回、消防実習コース（2日間）を8回それぞれ開催する。</p> <p>標準コース5日間のうち2日間は消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習を実施する。また、消防実習コース（2日間）については油・液化ガス・液体化学薬品消火実習に1日を充てる他、船内搜索、保護具・検知器取扱実習等を実施する。</p>	<p>4</p>	<p>標準コースを11回（計470名）、消防実習コースを8回（計266名）、それぞれ実施した。</p> <p>標準コースの受講希望者が予定を上回ったため、他の訓練（59回）を変更することなく、1回追加して実施した。</p>	<p>船員法に基づく法定訓練を実施する一方、民間企業（電力、ガス、石油・石化企業等）からの委託による海上防災訓練を積極的に実施し、民間防災要員の能力向上を図ったことは評価できる。</p>
<p>訓練参加者の能力向上</p> <p>訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。</p> <p>また、試験結果が70点未満の</p>	<p>訓練参加者の能力向上</p> <p>訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。</p>	<p>3</p>	<p>標準コース（11回）の平均点は94点、消防実習コース（8回）の平均点は97点であり、それぞれ目標値を達成した。</p> <p>また、70点未満の者に対しては補習を実施し、能力向上を図った。</p>	

者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。	また、試験結果が70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。			
(4) 調査研究等業務 海上防災体制強化に資する調査研究の実施 過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。	(4) 調査研究等業務 海上防災体制強化に資する調査研究の実施 受託事業として「上越火力発電所LNG基地海上防災対策に関する調査研究」、「直江津LNG受入基地建設の海上防災対策に関する調査研究」を実施する。	3	当初計画時の受託事業2件に加え、国家石油備蓄基地における海上災害対応能力向上のための「海上災害対応シミュレータの開発」を実施した。	
成果の普及・啓発 調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。	成果の普及・啓発 これまでの調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で継続公開し、引き続き、成果の普及・啓発を図る。	3	日本財団助成事業による調査研究の概要をセンターのホームページ上で公開するとともに、日本財団ホームページで公開しているセンターの調査研究成果一覧へリンクを張り、成果の普及・啓発を図った。	
(5) 国際協力推進業務 国際協力業務の推進 過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請	(5) 国際協力推進業務 国際協力業務の推進 東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途	3	計画通り、次の外国人研修を実施し、開発途上国等に対して海上防災措置に関する知識・技術の移転を図った。 ・技術教育科特別課程国際協力コース	

<p>を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>	<p>上国関係機関の防災従事者等向けに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修を2回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>		<p>(標準コース) / 海技大学校委託 ・ J I C A 集団研修 (火災実習及び海洋汚染対応コース) / (財)海上保安協会委託</p>	
<p>訓練参加者の能力向上 海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施する。 また、訓練終了後に実施する試験の平均点が 80 点以上となるよう、分かりやすい講義を実施するとともに、試験結果が 70 点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</p>	<p>訓練参加者の能力向上 海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施するとともに、訓練終了後に実施する試験の平均点が 80 点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。 また、試験結果が 70 点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。</p>	3	<p>両コースとも、筆記試験の平均点は 69 点であり、目標値を達成できなかった。これは、今回の受講者の中に英語力が不十分な者が多かったこと、また、その英語力に対して試験問題の難易度が高かったこと等が要因であると思料されるが、訓練期間中、受講生と講師との意思疎通は十分に図られており、座学及び実技とも、その理解・習熟度は目標レベルに達していたものと思料している。 また、70 点未満の者に対しては補習を実施し、能力向上を図った。</p>	
<p>3 . 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保</p>	<p>3 . 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自立的な運営を図るための</p>	3	<p>年度計画で掲げた事業に加え、H N S 関連業務の新規展開により、自己収入を確保した。</p>	

<p>これまで培った技術・能力を活用し、本計画に基づく業務や社会ニーズを踏まえた業務を展開し、自己収入の確保を図る。</p>	<p>自己収入の確保 センターの事業は平成22年度までに公益法人の業務として実施する方向で検討がなされることとなったことから、自己収入の確保に一段と努める必要があり、基金等を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの委託事業及びLNG基地海上防災対策に関する調査研究等の受託業務収入、タンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書等発行料、並びに船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保する。</p>		<p>予算、収支計画及び資金計画については、それぞれ計画どおりに実施した。</p>	
<p>(2) 予算(人件費の見積を含む。) (3) 収支計画 (4) 資金計画 別添「中期計画」参照</p>	<p>(2) 予算(人件費の見積を含む。) (3) 収支計画 (4) 資金計画 別添「20年度計画」参照</p>			

4. 短期借入金の限度額 排出油等防除措置に必要な額として、1,100 百万円を短期借入金とする。	4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額として、1,100 百万円を短期借入金とする。		該当なし	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし。		該当なし	
6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。		該当なし	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・整備に関する計画 消防演習場の淡水化プラントの定期点検、整備を行う。 消防船については、1 隻の上架修理を行う。訓練船については、1 隻の定期検査及び他の 1 隻の上架修理を行う。	3 3	消防演習場については、設置 10 年目を迎えた発電機の点検整備を重点的に行うとともに、淡水化プラントの高圧ポンプヘッド及び逆浸透膜の分割交換等を行った。 消防船「おおたき」、訓練船「ひので」及び「ホエール」の上架修理を実施したほか、「ホエール」については定期検査（小型船舶）を受検した。	

<p>(2) 人事に関する計画 センターの業務を確実にかつ効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施し、知識・技能の向上を図るとともに、適性に応じた部門に配置する。</p> <p>[参考] 1) 期首の常勤職員数 29名 2) 期末の常勤職員数見込み 29名</p>	<p>(2) 人事に関する計画 方針 センターの業務を確実にかつ効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施するとともに、職員の配置に関して、油等流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり効率的な業務実施が可能となるよう適正な人事配置とする。</p>	<p>3</p>	<p>4月、新任職員を対象とした研修・訓練を実施した。 行政機関及び民間の知見をセンター業務に活用するため、出向者12名の派遣を受けるとともに、各職員の能力・適性及び業務内容等を勘案して適切な部門に配置した。</p>	
	<p>人員計画 年度末の常勤職員数を第二期中期目標期間初年度（平成20年度）と同数とする。</p> <p>[参考1] (i) 第二期中期目標期間初年度（平成20年度）の常勤職員数 29人</p>	<p>3</p>	<p>計画どおり、年度末の常勤職員数を年度当初と同数の29名とした。</p>	

	<p>() 平成 20 年度末の常勤職員 数 29 人</p> <p>[参考 2] 平成 20 年度の人件費総額見込 み 300 百万円</p>			
<p>(3) 海洋汚染等及び海上災害の 防止に関する法律(昭和 45 年 法律第 136 号)第 42 条の 30 第 1 項に規定する積立金の使途</p>	<p>(3) 海洋汚染等及び海上災害の 防止に関する法律(昭和 45 年 法律第 136 号)第 42 条の 30 第 1 項に規定する積立金の使 途</p>		<p>第一期中期目標期間終了時における 利益剰余金(約 22.3 億円)については、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関す る法律第 42 条の 30 第 2 項及び第 5 項に 基づく積立金として整理し、国土交通大 臣の承認を受けた。</p>	

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
	○			各項目の合計点数 = 78 項目数(24) × 3 = 72 下記公式 = 108%

< 記入要領 >

- ・ 個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・ 但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

<p>（法人の業務の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費及び人件費について、それぞれ数値目標を上回る削減を達成したこと、また、自己収入の確保を図り、運営費交付金を受けることなく自立的な業務運営を行ったことは評価できる。 一般管理費：11.3%（3%）、人件費：7.0%（3%）（ ）は目標値 ・ サハリン プロジェクトの本格稼動に備え、北海道沿岸部で大規模油流出事故が発生した場合の初動対応を確保するため、稚内市に「海上災害防止センター稚内基地」を開設し、中型油回収装置等を独自に整備したことは、地元の期待に十分応えたものであり、高く評価できる。 ・ 契約防災措置実施者に対するHNS防除知識・技能の向上を図るため、当初の計画に加え、センター職員による巡回研修を実施したことは評価できる。 ・ センター保有のHNS防除資機材及び人員の動員システムを活用し、HNS資機材要員配備・緊急措置サービス及び海上災害セーフティサービスを新たに展開したことは、我が国におけるHNS防除体制の向上に貢献するものであり、高く評価できる。 ・ 訓練業務について、船員法に基づく法定訓練を実施する一方、民間企業（電力、ガス、石油・石化企業等）からの委託による海上防災訓練を積極的に実施し、民間防災要員の能力向上を図ったことは評価できる。 <hr/> <p>（課題・改善点、業務運営に対する意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準（ラスパイレス指数111.6）について、センター業務は危険性、困難性が高く、その実施にあたっては専門的知識・技術、豊富な経験を有する者を配置する必要があること、都市部（横浜・横須賀）勤務の職員が大半を占め、地域手当の支給率が国よりも高くなっていること等を勘案すれば、妥当な数値であると思料する。平成20年度の指数を前年度から1.9ポイント下げたことは評価するが、今後も引き続き人件費の抑制に努めるとともに、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
--

- ・ 「随意契約見直し計画」に基づき、全契約件数に対する随意契約の割合を90%（18年度）から41%（20年度）に引き下げたこと、規程の見直し（包括的随契条項の見直し、総合評価方式の導入、複数年度契約の拡大及び入札手続きの効率化等）を行ったことは評価できる。随意契約によることが真にやむを得ないものには配慮しつつ、今後とも「随意契約見直し計画」及び改正後の規程に基づき一般競争入札を着実に推進するとともに、情報公開を通じて契約の競争性及び透明性の向上を図ること。
- ・ 一者応札22件（うち落札率100%11件）については、センター業務が特殊であり契約可能業者が少ないこと等、やむを得ない事情が存在することは理解できる。今後も引き続き、契約の発議、決裁、公告等の各段階において現状の手続きを検証し、必要な改善策を講じること等により、契約の適正化に努めること。
- ・ 内部統制の向上及び業務運営の改善を図るためプロジェクトチームを発足し、専門家等からの意見聴取、行動計画の策定、内部規程の整備等を実施するとともに、監事によるアンケート調査及び面接を行ったことは評価できる。今後とも、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ更なる検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。

（その他）

- ・ 「独立行政法人整理合理化計画」に基づく組織見直し（公益法人化）を円滑かつ確実にを行うためプロジェクトチームを設置し、海上保安庁の指導を受けつつ検討及び準備作業を計画的に進めていることは評価できる。
- ・ 国費以外の財源（運営費交付金なし）によるレクリエーション経費の支出を見直し、平成20年度以降の補助を取り止めたことは適当な措置であると思料する。一方、福利厚生費については必要最低限のものに限られており、妥当であると思料する。
- ・ 利益剰余金25.7億円（うち約21.6億円は認可法人時代に積立て）は、各業務の運営資金や欠損が生じた場合の補填のほか、大規模油流出事故時の対応や船舶・訓練施設の緊急修理等、事前予測が不可能な場合に備えるために保有しているものであり、如何なる事態にも柔軟に対応できるよう積立金として整理していることは適当と思料する。
- ・ センターが保有する基金、訓練施設、船舶、油防除資機材等の資産については、センター業務を遂行するうえで必要不可欠なものであり、全て有効に活用されているものと思料する。今後も理事会の適切な管理のもと、更なる有効活用を図ること。
- ・ HNS関連業務（HNS資機材要員配備・緊急措置サービス、海上災害セーフティサービス）で得られた利益を「海上災害対応能力レベルアップ計画」に充当するための財源とし、資機材等の整備を行ったことは、我が国の排出油等防除体制の向上に貢献するものであり、高く評価できる。